

会 議 録

会 議 の 名 称	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会																								
開 催 日 時	令和6年10月1日(火) 14時00分～15時30分																								
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室																								
議長(会長)の氏名	新井 彪																								
出席委員(者)氏名	新井 彪 ・ 勝浦 信幸 ・ 木村 裕 齊藤多美恵 ・ 新井 正美 ・ 宇津木謙一 川崎 孝 ・ 熊木 勇 ・ 長 利光																								
欠席委員(者)氏名	なし																								
事務局職員の職・氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td>宇津木優明</td> </tr> <tr> <td>事務局参与</td> <td>高山 淳</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>中田 真一</td> </tr> <tr> <td>事務局副参与</td> <td>菊地 征一</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>大沢 嘉史</td> </tr> <tr> <td>業務課長</td> <td>岡本 義徳</td> </tr> <tr> <td>維持管理課長</td> <td>安原 仁</td> </tr> <tr> <td>総務課副課長</td> <td>勝田 恭正</td> </tr> <tr> <td>総務課課長補佐</td> <td>井上 聡</td> </tr> <tr> <td>財務課課長補佐</td> <td>牛久保 武志</td> </tr> <tr> <td>総務課係長</td> <td>吉瀬みゆき</td> </tr> <tr> <td>業務課主任</td> <td>池田 恭子</td> </tr> </table>	事務局長	宇津木優明	事務局参与	高山 淳	事務局次長	中田 真一	事務局副参与	菊地 征一	総務課長	大沢 嘉史	業務課長	岡本 義徳	維持管理課長	安原 仁	総務課副課長	勝田 恭正	総務課課長補佐	井上 聡	財務課課長補佐	牛久保 武志	総務課係長	吉瀬みゆき	業務課主任	池田 恭子
事務局長	宇津木優明																								
事務局参与	高山 淳																								
事務局次長	中田 真一																								
事務局副参与	菊地 征一																								
総務課長	大沢 嘉史																								
業務課長	岡本 義徳																								
維持管理課長	安原 仁																								
総務課副課長	勝田 恭正																								
総務課課長補佐	井上 聡																								
財務課課長補佐	牛久保 武志																								
総務課係長	吉瀬みゆき																								
業務課主任	池田 恭子																								
傍 聴 者	なし																								
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶(会長) 3 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定について (2) 下水道使用料の改定について (3) その他 5 閉会 																								
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 事前に寄せられた質問事項 ・ 汚水処理原価及び下水道使用料単価について ・ 下水道使用料改定案の追加について ・ 下水道使用料水量別一覧(埼玉県西部11市等) ・ 下水道使用料体系別一覧(埼玉県西部11市等) ・ 県内他団体の下水道使用料一覧表 ・ 第2回下水道事業運営審議会会議録 																								
会 議 の 経 過																									
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項																								
事 務 局	<p>【1 開会】 坂戸、鶴ヶ島下水道組合有功表彰式に引き続きまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会に入らせていただきます。 本日は、委員9名全員のご出席をいただいておりますことから、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定</p>																								

事務局	<p>により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、令和6年度第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>【2 挨拶】</p> <p>はじめに、新井会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただく前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元の配付資料一覧表と併せてご確認願います。</p> <p>(配付資料の確認)</p>
事務局	<p>【3 審議事項】</p> <p>それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、新井会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、引き続き議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>審議事項の前に、本審議会の会議及び会議録につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第6条にて公開が原則となっておりますが、本日の会議及び会議録につきましては、公開することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本日の会議及び会議録は公開することといたします。</p> <p>次に、傍聴希望者について確認します。</p> <p>傍聴者につきましては、同規則第7条で定員を10名以内と定めておりますが、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>本日の会議における傍聴希望者はおりませんので、ご報告いたします。</p>
会長	<p>続きまして、本日の会議の会議録への署名につきましては、同規則第5条に会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。</p> <p>本日の会議の会議録署名委員に熊木勇委員と長利光委員をお願いしたいと思います。</p> <p>熊木委員、長委員よろしいでしょうか。</p> <p>(了承の声)</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>

会	長	<p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>前回と同様に、審議事項（１）「坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道事業経営戦略の改定について」、審議事項（２）「下水道使用料の改定について」は、関係性があるため一括議題としたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>	
会	長	<p>それではそのように進めたいと思います。</p> <p>はじめに、第３回の会議にあたり、委員さんより事前にご質問のありました件について、事務局より内容説明を求めます。</p> <p>（事務局より資料「事前に寄せられた質問事項」の説明）</p>	
会	長	<p>ありがとうございました。それでは、質疑がありましたらお願いします。</p>	
委	員	<p>大口使用者の下水道使用料についてであります。大口使用者は工場排水として悪い水質の汚水を大量に排出しており、処理場に係る負荷も大きくなるので使用料単価を高く設定してもよいと思います。</p>	
会	長	<p>ただいまのご質問についていかがでしょうか。</p>	
事	務	局	<p>工場排水については、定められた排水基準に基づき水質規制された汚水を排水しているので、処理場に係る負荷が特に大きくなることはありません。</p>
委	員	<p>工場排水は、水質規制されていても一般家庭と比較すると水質が悪いのは明らかであるので、下水道使用料を高く設定すればよいと思います。</p>	
会	長	<p>大口使用者による処理場に係る負荷としては、工場排水の水質濃度が高いことが負荷となるのか、水量が大きい事が負荷となるのか、また、その負荷に応じた下水道使用料を設定すべきであるかについて伺いたい。</p>	
事	務	局	<p>工場排水は排水基準に基づき水質規制されていますが、各事業所における水質濃度や水量は様々であり、処理場に係る負荷に応じた下水道使用料は設定しておりません。</p>
会	長	<p>本組合の下水道使用料単価について、大口使用者の使用料単価が高く設定されているが、累進度の考え方について伺いたい。</p>	
事	務	局	<p>多くの団体が、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系を設定しており、この考え方については「下水道使用料算定の基本的考え方」にも示されていますので、その内容について担当より説明いたします。</p>
事	務	局	<p>日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」において、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制の意義については、資源問題、環境問題等の解決を図る趣旨から、政策的な判断で設定するものとあります。</p>

<p>会 委 員</p>	<p>本組合における現行使用料の累進度は、かなり高く設定されており、このことは、下水道使用料収入を大口使用者で占める割合が大きくなり、安定的な収入にならない状況であります。</p> <p>また、県内の各自治体の累進度と比較すると、本組合はかなり上位となっており、大口使用者には大きな負担となる使用料体系でもありますので、累進度を少し下げる改定案を提示させていただきました。</p> <p>何かご質問はありますか。</p> <p>2点質問します。</p> <p>1点目は、下水道使用料についての質問です。</p> <p>私の家の最近の下水道使用料のお知らせを見ますと、4-5月分が82m³、6-7月分が82m³、8-9月分が70m³であり、平均すると2か月で約80m³の使用水量でした。</p> <p>下水道使用料を比較する指標としては、一般的な家庭における使用水量として、1か月で20m³、2か月で40m³使用した場合を指標としているようですが、我が家では、孫がまだ小さく水道も多く使用するため、一般的な家庭とされる指標の2倍の使用水量となっています。</p> <p>一般的な家庭としては、その多くの方は、昼間は、学校や会社に外出しているため使用水量は少ないのではないかと感じており、小さい子どもがいるご家庭などは、昼間に水道を多く使用しますので、一般的な家庭より使用水量が多くなる傾向にあります。</p> <p>改定案では、対象者が一番多い使用料区分である2か月40m³の使用者に対する配慮として、その区分の単価を減額させていますが、子育てなどで、どうしても使用水量が多くなってしまうご家庭に対しても配慮が必要であると思います。</p> <p>よって、できましたら単価を減額する区分をなくすなどの調整をお願いしたいと思います。</p> <p>2点目は、収納率についての質問です。</p> <p>前回の第2回審議会資料の下水道使用料収入状況を見ると、当年度分の収納率が約90%となっていますが、各自治体の収納率と比較できたら教えていただきたい。</p> <p>公平性の観点から、未納者に対して財産を差し押さえするなど、強固な姿勢で対応することが必要であると考えますが、水道のように、給水停止にすることは可能でしょうか。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>1点目の下水道使用料については、改定案に関することなので後ほど審議したいと思います。</p> <p>では、2点目の収納率についての回答をお願いします。</p> <p>収納率についてであります。初年度では低い収納率となっておりますが、5年経過後の最終的に不納欠損となる率としては、請求額の約0.1%であり、金額としては年間で約200万円が徴収不納となっております。よって、5年経過後の収納率は99.9%となりますが、引き続き、収納率の向上に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>なお、下水道使用料の徴収業務につきましては、現在、水道料金と同時に徴収することとして、水道企業団と契約している第一環境(株)へ民間委託していますが、未納者に対しては、給水停止を解除する際に、水道料金と同時に下水道使用料金を支払ってもらえるような対応を行っています。</p>

		以前の、徴収業務の民間委託を実施する前は、水道料金は水道企業団の職員、下水道使用料は下水道組合の職員で、それぞれ別々に徴収していましたので、その時のお客様の中には、水道料金だけ支払いして下水道使用料は支払わない方もいらっしゃいました。 よって、民間委託の実施により収納率はかなり改善されています。	
会	長	各自治体との収納率の比較についてはいかがでしょうか。	
事	務	局	決算統計の指標に収納率はなく、また各自治体において収納率は公表していないので他団体の状況は分かりかねます。
会	長	他に質問はありますか。	
委	員	不明水対策についてであります。改善されているかについて伺います。	
事	務	局	不明水対策につきましては、規模も大きく、また、長期的に対策を講じる必要があるため、直ちに改善されることは難しい状況です。 以前にもご説明させていただきましたが、ストックマネジメント計画による管渠の改築更新を実施することにより、不明水が減少するのではないかと考えています。
委	員	不明水対策とは少し違いますが、大規模な掘削工事により発生する地下水や湧水の処理水を、污水管へ排水させて下水道使用料を徴収している実績はあるかについて伺います。	
事	務	局	最近では、坂戸市の関間千代田線の道路工事において、東武東上線の下を开通させる大規模な工事を実施しておりますが、その工事において地下水が大量に発生したため、污水管へ排水することとし、本組合へ届け出が提出されています。 その工事現場では、地下水を処理するためのポンプ槽を設けて、そのうわ水を仮設配管により下水管へ排水しており、仮設メーターを設置して下水道使用料を算定することとしています。
会	長	過去にも同じようなことがあったのでしょうか。	
事	務	局	過去にも大きな工事があったと思いますが、地下水等の排水を本組合で受入れすることについては、今回の関間千代田線の道路工事が初めてだと思います。
会	長	このような大規模な工事で発生する地下水等の排水処理の状況について、県内での状況は把握していますか。 また、本組合でこれらの排水先を管理する必要性はあるのでしょうか。	
事	務	局	県内の状況は把握していません。また、工事現場における排水処理につきましては、工事発注者及び施工業者の責務であると認識しており、本組合への排水処理については、届け出があればその都度確認することとしています。
会	長	工事現場における排水処理の取扱いについては、届け出があれば受理す	

	<p>ることとしているようですが、適正な管理について、引き続き研究していただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の内容に進みたいと思いますが、前回の審議会において、委員さんより下水道使用料改定案の追加資料の作成依頼がありました件につきまして、資料があるようですので事務局より内容説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局より資料「下水道使用料改定案の追加」から「県内他団体の下水道使用料一覧表」の説明)</p>
会 長	<p>下水道使用料改定案の追加資料の説明がありましたが、当初の改定案を案1とし、追加案として案2と案3を提示していただきました。全ての案において、改定率は15.7%、経費回収率は100%を目指すこととなっているようです。</p> <p>資料5は、県内他団体の下水道使用料一覧表であります。現行下水道使用料の県内順位や、それぞれの改定案に係る県内順位が示されており、県内順位を意識するのであればこの資料が参考になるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>資料5の、県内他団体の下水道使用料一覧表は、1か月に20m³使用した場合の下水道使用料の順位であり、この金額については公表されていますので、他団体と下水道使用料を比較できる一般的な資料となっています。</p>
会 長	<p>この県内他団体の下水道使用料一覧表の資料は、下水道使用料を改定する際、議会にもお示しするのですか。</p>
事 務 局	<p>議会に対してもお示しする予定です。</p>
会 長	<p>それでは、追加した改定案の考え方について、今一度説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは資料2の下水道使用料改定案の追加についての資料をお願いいたします。改定案の基本的な考え方は、資料に記載のとおり5点ありますが、改定案1は、当初の案としてお示しした案であります。</p> <p>追加した改定案2についてであります。基本使用料の値上げ幅について、当初の改定案1の400円値上げを200円値上げに抑えました。1m³から10m³の区分単価については、少量使用者の節約に対する配慮として、当初の改定案1と同様に据置きとしました。11m³から20m³の区分単価については、対象者が多い区分への配慮として2円の増額に抑え、21m³以上の区分単価については、単価ごとの改定率として15.7%を上限に増額しました。</p> <p>続きまして改定案3についてであります。単価ごとの改定率を一律に15.7%の増額としたものであります。</p> <p>これらの考え方で2案を追加させていただきましたが、累進度につきましては、改定案1は2.55、改定案2は3.50、改定案3は現行使用料の累進度と同じ3.74となりました。</p> <p>また、追加案の県内順位は、当初の改定案1と比較すると高い順位となり、特に改定案3は近隣単独の飯能市を超え6位まで上昇することとなりました。</p>

会 長	ありがとうございます。委員の皆様から質問はありますか。
委 員	使用水量に応じた下水道使用料はどのように計算されるのかが分からないので教えていただきたい。 例えば資料2の単価表において、改定案3の場合、1 m ³ から10 m ³ の区分単価6円はどのように加算されるのでしょうか。
事 務 局	資料2は1か月分における使用水量区分ごとの単価表であります。 請求は2か月分の請求となりますが、2か月分の使用水量を1か月ごとに分けて算定しますので、例えば2か月で50 m ³ 使用した場合は、1か月25 m ³ 使用したとして計算し、その金額を2か月分まとめて請求することとなります。 ご質問の改定案3の場合における1か月分の下水道使用料の計算としましては、例えば1か月20 m ³ 使用した場合は、基本使用料の925円に、1 m ³ から10 m ³ の単価6円を10倍した60円を加算し、さらに11 m ³ から20 m ³ の単価148円を10倍した1480円を加算する計算となります。
委 員	基本使用料は、使用水量に関係なく同じ金額となるのでしょうか。
事 務 局	そのとおりです。1か月間使用した場合は、使用水量に関係なく同じ基本使用料となります。
委 員	私の意見としては、使用水量が0 m ³ の場合でも大口使用者と同じ基本使用料となるのは平等性に欠けると感じており、さらに基本使用料を値上げすることには疑問があります。
会 長	様々な基本使用料の設定があると思いますが、県内ではどのような基本使用料を設定しているのでしょうか。 例えば、基本使用料がない団体はあるのでしょうか。
事 務 局	県内において、基本使用料を設定していない団体はありません。 本組合と同じように、使用水量0 m ³ の基本使用料を設定している団体もありますが、使用水量10 m ³ までを基本使用料としている団体が多い状況ではあります。
委 員	基本使用料の設定状況が分かる資料は、資料4の下水道使用料体系一覧でよろしいのでしょうか。
事 務 局	はい。資料4は西部11市等における下水道使用料体系一覧ですが、使用水量0 m ³ で基本使用料を設定している団体と、使用水量10 m ³ までを基本使用料としている団体がありますが、基本使用料を設定していない団体はありません。
委 員	本組合は、既に現行使用料において使用水量0 m ³ の基本使用料を設定しているため、基本使用料の設定については承知しました。 しかし、基本使用料の値上げについては納得できないので、私の意見としては、大口使用者に多く負担していただく使用料体系がよいと考えています。

委 員	私の意見としても、大口使用者の使用料単価は高く設定すべきである と思います。
会 長	事務局において基本使用料をどの様に考えているのかについて伺いた いです。 また、累進度をさらに大きくして、大口使用者の負担をさらに大きく してもよいのではないかとのご意見がありますが、下水道使用料収入 のうち、大口使用者が占める割合などを踏まえて、事務局としての考 え方について伺います。
事 務 局	下水道施設を維持管理する上で、使用水量に関係なく固定的に発生す る経費につきましては、安定的な経営管理するために、なるべく基本 使用料で賄うことが妥当であるとされています。 このような中、本組合においては大口使用者による使用料収入の割合 が多く、企業に頼っている状況でありますので、コロナ禍においては かなり収入が減少となった実績もあります。 これらのことを踏まえ、本組合としましては安定的な経営を図るため に、累進度を下げて大口にあまり頼らない使用料体系にしたいと考 えています。
委 員	安定的な経営のために固定費をなるべく基本使用料で賄いたいことは 理解できますが、例えば、使用水量ごとに段階的に基本使用料を高く するなどの柔軟な対応は可能でしょうか。
事 務 局	全国的に、使用水量ごとに段階的に基本使用料が高くなるような団体 があるかは把握しておりません。
委 員	私の意見としては、あまり事例がなくとも本組合独自の考え方として 使用水量ごとに段階的に基本使用料を高く設定していただきたいで す。
会 長	他に何か意見はありますか。
委 員	私の家は、先ほども言いましたが、小さい子供がいるので使用水量が 多くなってしまい2か月で約80m ³ 使用しています。 私の意見としましては、子育てなどで、どうしても使用水量が多くな ってしまうご家庭に対しても配慮が必要であると思いますので、使用 水量ごとに段階的に基本使用料を高く設定されると厳しい状況です。 基本使用料は使用者に公平に負担していただき、使用料を安くしたい のであれば節水すればよいと思います。
会 長	他に意見はありますか。
委 員	今回値上げして、また3年後に値上げすることはあるのでしょうか。
事 務 局	今回の改定案につきましては、算定期間は5年でありますので、改定 後5年間は変わることはありません。
会 長	経営戦略を踏まえ、下水道使用料の改定が必要であることは皆様もご 理解いただけたのではないかと思います。

	<p>ただ、改定案の使用料体系に関する考え方については、どの水量区分の方に多く負担していただくかについては様々なご意見があるようです。</p> <p>基本使用料の考え方についても様々なご意見をいただきましたが、私の意見としては、既に現行使用料において使用水量0 m³の基本使用料を設定しているので、この考え方は踏襲してもよいと考えています。</p> <p>できましたら、現行の使用料体系を変えずに、事務局より提示された改定案の1案、2案、3案をベースにして皆様のご意見をいただければありがたいと思います。</p> <p>よろしく願います。</p>
委員	<p>私の方からよろしいですか。</p> <p>会長がおっしゃったとおり基本的には、現在の使用料体系は変える必要はないと思います。基本使用料についても使用水量0 m³の設定でよいと思います。そうしないと調整に多くの時間を要し、返って不公平が生じる恐れもあると思います。</p> <p>改定案についてであります。前回の審議会において激変緩和が必要であるとの意見があったかと思いますが、案1のように、基本使用料を800円から1,200円まで増額し、11 m³から20 m³区分単価をマイナス23.4%減額することは、どちらもある意味激変していると思いますので、私としては激変緩和かつ、安定的な運営を図るために基本使用料が増額となっている案2が妥当であると思います。</p> <p>また、案2の累進度は3.50であり、大口使用者に多く負担してもらいたい意見もありましたが、大口使用者の単価は15.7%の増額となっていますので、大口使用者の負担も大きな影響があると思います。</p> <p>したがって、私の意見としては、改定案2の考え方がよいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>私の考え方と同じようなご意見であります。ありがとうございます。</p> <p>できましたら、3案のなかでどの案がよいか皆様順番に伺っていきたいと思います。</p>
委員	<p>基本使用料については先ほどの意見と同じ考えで、案1のように基本使用料を800円から1,200円へ増額することは過大である感じは致しました。</p> <p>また、1 m³から10 m³の区分単価を据え置きしている案もありますが、その区分単価は少額で設定されているので、少量使用者が節水するモチベーションになるのか疑問に感じるところはあります。</p> <p>大口使用者については、区分単価が50円値上げする案もありますが、この50円の値上げは大口使用者の負担が大きくなるのではないかと感じています。</p> <p>基本使用料の800円を1,000円へ増額することが妥当かどうか分かりませんが、案2あたりが落としどころではないかと思っています。</p> <p>ただ、301 m³以上の区分単価を50円増額しており、これでは大口使用者の負担が大きくなるので、少し考慮してもよいと思います。</p> <p>私としては、改定案2が妥当であると考えています。以上です。</p>
委員	<p>私の意見としましても、やはり案2が妥当かと思っています。</p>

	<p>基本使用料も1,000円であり、皆様に平等に負担していただきたいと思います。</p> <p>案1については、11m³から20m³の区分単価を減額していますが、この減額する考え方については、少しやりすぎかなという感じがします。</p> <p>案2がよいと思いますが、301m³以上の区分単価が50円の増額となっており、これでは企業の負担が大きくなると思いますので、例えば少しはこの区分単価を50円ではなく45円に抑えて、1m³から10m³や、11m³から20m³の区分単価の値上げで少し調整できれば2案でいいかなと思います。以上です。</p>
委員	<p>案2と案3を見ますと、案1より基本使用料の値上げ額が少し下がっており、また、1m³から10m³や、11m³から20m³の区分単価の値上げ幅が少し小さいので、これらを調整できればよいと思います。</p> <p>301m³以上の大口使用者については、大量に使用しているので負担が大きくてもよいと思います。</p> <p>案2と案3の考え方のなかで、うまく調整できないのかなと思いました。</p>
委員	<p>色々意見を言わせていただきましたが、私は2案が一番いいと思っております。</p> <p>基本使用料を一律で負担することについてはあまり納得できていませんが、案2の考え方の中で色々調整できればよいと思います。以上です。</p>
委員	<p>私も基本使用料を200円値上げする案2がよいと思います。</p> <p>値上げした下水道使用料で、できるだけ長い期間運営していただけるよう頑張ってもらいたいと思います。</p>
委員	<p>私も案2がよいと思っています。</p>
委員長	<p>私も、3案ある中では案2がよいと思いました。</p> <p>近年、物価高騰している状況にある中、下水道使用料の改定は、市民にとって実質的にも精神的にも負担が大きいと思いますので、先ほどありました、激変緩和を考慮すると、案2が妥当であると思いました。以上です。</p> <p>皆さんのご意見としましては、案2が妥当である意見が多いようです。ただ、301m³以上の単価区分の50円の値上げ幅は大きいのではないかとの意見もありましたが、その区分単価の改定率としては15.7%となっていますので、平均改定率が15.7%であることを考えれば妥当であるとも思います。</p> <p>また、20m³までの区分単価の値上げ幅が小さくなっていますが、基本使用料の値上げ幅が大きいので、その区分に該当する使用者についても、実質的な支払額としては、平均改定率に近い値上げとなっているようです。</p> <p>それでどうでしょうか。皆さんの中では案2が妥当との意見が多かったので、一旦ここで案2をベースに考えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

		(了承の声)
会	長	よろしいですか。では、また必要に応じてご相談させていただきたい と思います。
事	務	局長
		今回の改定案としては平均改定率を15.7%とさせていただきました が、その算定期間である5年間においても、引き続き経費削減に努 めていくことが大前提でございます。 また、水処理センターを統合する予定としており、その統合による削 減効果を経費として見込んでいますが、実際にどれだけ削減されるか については不明でありますので、今回見込んだ削減効果を上回ること に期待したいと思います。 今後5年ごとに、使用料改定の検討を行うこととしていますが、今回 については、まずは経費回収率100%を目指させていただき、引き 続き経費削減に努めていきたいと考えています。
会	長	ありがとうございます。それでは、今回までの議論を踏まえて答申案 を作成したいと思いますが、よろしいでしょうか。 皆さんの方から何かございますか。よろしいですか。 事務局の方から何かありましたらお願いします。
事	務	局長
		次回、第4回目の審議会の日程について確認したいと思います。
会	長	次回の日程調整は事務局へ一任することでよろしいでしょうか。
		(異議なしの声)
会	長	事務局で開催日の案はありますか。
事	務	局長
		事務局案として、11月5日火曜日、午後2時からの日程で調整させ ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
		(異議なしの声)
会	長	それでは、次回開催日は11月5日火曜日、午後2時からといたしま す。 なお、正式な開催通知を後日、事務局より送付してもらいたいと思 います。 以上をもちまして、本日の審議事項を終了させていただきます。 委員の皆様には、長時間にわたり御協力をいただきまして ありがとうございました。
事	務	局長
		新井会長、ありがとうございました。 次回運営審議会に際し、ご質問等がありましたら、任意の様式で構 いませんので、10月22日(火)までに、事務局へ提出をお願いします ます。 以上をもちまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会 を終了いたします。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

下水道事業運営審議会 会議録署名委員

会 長 新井 彪

署名委員 熊木 勇

署名委員 長 利光